

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月4日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

- 1 監査対象団体名 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成30年9月19日
 - (2) 本監査実施日 平成30年12月21日
- 3 監査結果の公表の日 平成31年1月15日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
受託事業の収入に当たり、債権確定後著しく遅れて請求 手続を行っているものが1件、123,290円あったので、適正 な事務の執行に努められたい。	請求手続の遅れがあった施設においては、請求事務の手順 を整備の上、認識の共有を図るとともに、複数職員によるチ ェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。 また、法人全体においても、本件についての情報共有を行 い、各種の法令、規則及びマニュアルに基づいて適切な事務 の執行に努めるよう周知した。